



保険契約の更新と説明義務

明治安田生命保険相互会社 弁護士 長谷川 颯介

上智大学法学部では、もっぱら学問的視点から保険法に関する判例研究を行うために、保険法研究会を隔月で開催している。本判例評釈はその研究会の成果であり、これを本誌で公表することにより、僅かばかりでも保険法学の発展に資することができれば幸甚である。

上記のとおり、本判例評釈は、学問的視点からなされたものであり、研究会の成果物ではあるが、日本共済協会や評釈者が所属する特定の団体・事業者等の見解ではない。

保険法研究会代表・上智大学法学部教授 梅村 悠

控訴審 大阪高判平成 30 年 9 月 14 日 生命保険判例集第 27 巻 694 頁

第一審 大阪地判平成 29 年 12 月 12 日 生命保険判例集第 27 巻 355 頁

1. 本件の争点

本件の争点は、①保険契約の更新に際し保険会社に更新前後の保険料を同額程度とすると死亡保険金が 2748 万円から 500 万円になることについての説明義務違反があったか、②契約締結又は更新に際し保険会社にリビング・ニーズ特約についての説明義務違反があったか、③損害の発生及び額、の 3 点である。

2. 事実の概要

- (1) X (原告、控訴人) は訴外亡 A の妻である。
- (2) 亡 A は、平成 2 年 7 月 1 日、Y (被告、控訴人) との間で生命保険契約を締結したが、平成 17 年 6 月 1 日付けで従前の契約を転換し、生命保険契約 (以下「本件契約」という。) を締結した。本件契約内容の概要は以下のとおりであり、締結に際し、Y の従業員である訴外 B は、リビング・ニーズ特約について、余命 6 か月と診断されたときには、死亡保険金を前払請求できるとの説明をした。リビング・ニーズ特約の内容は、本件契約時に亡 A に渡された「ご契約のしおり」に記載されており、毎年、契約者に送付される「ご契約内容の見方とご請求チェック」にも、リビング・ニーズ特約が付加されている場合には「余命 6 か月以内と診断されたとき」は「当社の担当者または J コールセンターまでご連絡ください。」と記載されていた。

契約日：平成 17 年 6 月 1 日
被保険者・契約者：亡 A
死亡保険金受取人・指定代理請求人：X
死亡保険金：2748 万円
疾病入院給付金：日額 1 万円 (5 日目から)
リビング・ニーズ特約 (上限 3000 万円)
保険料：月額 2 万 2601 円

- (3) 亡 A は、平成 26 年 11 月 17 日、訴外 C 病院を受診し、多発性肝腫瘍を指摘された。その後、亡 A は、訴外 D 病院を受診し、同病院に入院した。同病院の医師は、亡 A の病名を多発性肝腫瘍、脳腫瘍、胸壁腫瘍と診断した。亡 A は、一度退院したが、再び同病院に入院した。上記入院中に、膵臓又は十二指腸原発との診断で化学療法が開始された。脳腫瘍については、訴外 E 病院で手術を行うこととなったため、平成 27 年 1 月 13 日に C 病院を退院した。
- (4) その後も亡 A は複数回の入院・手術を受け、入院給付金、手術給付金の請求手続きを行った。また、各請求に必要な書類の出力・送付は B が行った。
- (5) 亡 A は、D 病院に入院中の平成 27 年 1 月 30 日頃、Y の支部に電話をかけ、手術給付金等の請求をしたい旨申し出た。上記電話には、当初、支部の事務職員が対応した。同事務職員が、亡 A に対し、本件契約の更新（自動更新の場合、保険料が月額 2 万 2601 円から月額 5 万 1686 円に増額される。）の必要性を案内すると、亡 A は、更新後の保険料の減額を求め、契約の解約も考える旨も述べた。亡 A は、上記 Y の支部の支部長である訴外 I に対しても、同様の申し出をした。
- (6) Y は、平成 27 年 3 月、亡 A に対し、本件契約の更新日現在の保険料（月額 2 万 2601 円）と自動更新後の保険料（5 万 1686 円）、自動更新後の主な保障内容等が記載された「更新時期到来のお知らせ」を送付した。
- (7) 亡 A は、平成 27 年 3 月 17 日から同月 27 日まで、C 病院に入院した。同病院緩和ケア科の医師は、当初亡 A を放射線科に受診させていなかったが、亡 A に放射線科を受診させる方針を立てた。亡 A は、放射線治療には乗り気でなく、同科を受診して、現在の病態、放射線治療の効果、副作用等について説明を受けた後も、放射線治療を受けることに抵抗感を示していた。一方、X は、亡 A が放射線治療を受けることを希望しており、亡 A の放射線科受診後、看護師に対し、亡 A がこのまま治療を継続して 10 年後生存している前提の医療費や生活の話をしている旨述べた。
- (8) I と B は、前記 (5) の亡 A からの電話の後、本件契約の更新（以下「本件更新」という。）について話し合い、保険料を下げるという亡 A の希望に沿って更新の手続きを進めることにした。その後、B は、亡 A から更新後の保険料についての希望を電話で聴取し（なお、B は、亡 A から更新後の保険金についての希望は聴いていない。）、複数の契約パターンを検討した上で、平成 27 年 3 月終わり頃、亡 A に対し、本件更新後契約の内容が記載された「契約変更手続きのご案内」及び設計書を送付した。上記設計書には、更新前の本件特約の死亡保険金額（2726 万 3000 円）及び保険料の額（2 万 2601 円）、本件更新後契約の死亡保険金額（500 万円）及び保険料の額（1 万 9315 円）が同一紙面で項目ごとに対比できる様式で記載されていた。
- (9) B は、平成 27 年 4 月 6 日、亡 A から上記 (8) の設計書に記載されている内容で本件更新を行うことの了解が得られたことから、本件更新の手続きに必要な書類であり、本件更新後契約の内容が記載されている「契約変更申込請求書」の用紙を出力し、亡 A に送付した。亡 A は、同月 14 日に上記の用紙を用いて契約申込請求書を作成し、本件支部に郵送した。
- (10) 亡 A は、その後も入退院を繰り返す生活を続けたが、平成 27 年 10 月 17 日に死亡した。
- (11) X は、亡 A から、保険契約について相談等を受けたことはなく、本件更新のことも知らなかった。

3. 判旨（控訴棄却）

- (1) 「X は、本件更新に際し、Y に、更新後の保険料を更新前の保険料と同額程度にすると、本件契約の死亡保険金が 2748 万円であるのに対し、更新後の死亡保険金が 500 万円になることについて説明義務違反があったと主張する。しかし、前記 2 (8)、(9)「で認定したとおり、B は、本件更新に際し、更新前の本件特約の死亡保険金額（2726 万 3000 円）及び保険料の額（2 万 2601 円）、本件更新後契約の死亡保険金額（500 万円）及び保険料の額（1 万 9315 円）が同一紙面で項目ごとに対比できる様式で記載された設計書を亡 A に送付し、亡 A は、その上で本件更新後契約の内容で更新をすることを了解しているところ、上記設計書の様式・内容が保険業法施行規則 53 条 1 項 4 号イに沿うものである。したがって、Y において、X の主張する説明義務違反があったということはできない。」
- (2) 「X は、Y に、リビング・ニーズ特約に関して説明義務違反があったと主張し、その根拠として、リビング・ニーズ特約について説明義務が果たされていれば、亡 A は、本件更新前に、本件契約に基づき、リビング・ニーズ特約を利用してはいたはずであることを挙げる。しかし、リビング・ニーズ特約に基づきリビング・ニーズ保険金を請求するためには、余命 6 か月以内との医師の診断書が必要であるが」「亡 A において、本件契約の更新前に、余命 6 か月以内と医師に診断される状態にあったと認めるに足りる証拠はなく、亡 A や X においてリビング・ニーズ保険金の請求ができる状態にあったとは認められない。このため、X の上記主張は、その前提を欠くものといわざるを得ない。」

X は、3 月 17 日～27 日の入院時に、G 病院の医師から、「年内はもたない」と告知されたと主張し、これに沿う供述をするが、上記入院の期間中の同病院のカルテには、そのような告知がされたことをうかがわせる記載はないし、医師において X の主張するような発言をしたことがあったとしても、亡 A が平成 27 年 3 月 27 日に同病院を退院した後、7 か月近く生存していたことも考慮すると、同年末まで 9 か月以上ある時期の医師の上記発言をもって、亡 A が、本件契約の更新前に、余命 6 か月以内と医師に診断される状態になっていたと推認することはできない。X の上記主張は採用できない。

なお、X は、リビング・ニーズ特約の説明が書面でのみされていることを問題視するようであるが、保険契約の説明が書面でされていることをもって、直ちに不適切な説明ということとはできない。」

- (3) 「したがって、Y に、X の主張する説明義務違反があったと認めることはできず、X の請求は、争点」③「について判断するまでもなく理由がない。」

4. 評釈（結論賛成、ただし理由には疑問がある）

(1) 本判決の意義

生命保険に関する裁判において説明義務違反はしばしば問題となるが、本件は更新に際しての説明義務違反という裁判例が少ない論点について判示した事例として価値がある。もっとも、判決中の理由部分については本件の訴訟当事者の主張に合わせたと思しき判示が含まれており、他の事案においても本件と同様の判断がなされるかについては大いに疑問がある。

なお、本件は平成 26 年の保険業法改正前に更新が行われた事案であるが、本稿は特段の断りがない限り執筆時点での法令、監督指針等を前提として論じる。

(2) 保険業法の定める説明義務

説明義務の経緯として、戦後制定された保険募集の取締に関する法律やそれを引き継いだ保険業法では重要な事項の不告知のような禁止規定が置かれることで裏側から説明義務が規定されていた¹⁾が、他の金融分野における顧客保護のための規制と^{ひょうそく}平仄を取ったり、顧客保護の要請が高まることに伴って保険業法 294 条に情報提供義務が定められた。提供すべき情報とその提供方法は、保険業法施行規則 227 条の 2 第 3 項に規定されており、商品の仕組みや給付に関する事項等を書面の交付や電磁的畫面を提示する方法等により提供する必要がある。そして、保険会社向けの総合的な監督指針 II-4-2-2 (2) において、具体的に提供すべき情報の内容や提供の方法がより細かく定められている。

また、保険業法 294 条の 2 では情報提供義務に加えて、意向把握・確認義務も定められている。保険会社等は、保険契約の締結等に際し、顧客の意向を把握し、これに沿った保険契約の締結等の提案、当該保険契約の内容の説明及び保険契約の締結等に際しての顧客の意向と当該保険契約の内容が合致していることを顧客が確認する機会の提供を行わなければならない。意向把握・確認義務の内容は情報提供義務と異なり保険業法施行規則等で具体化されてはいないが、監督指針 II-4-2-2 (3) において指針が置かれている。そこでは意向把握の方法は商品性に依って種々あり得ることを前提として、顧客の意向を把握したうえで個別プランを提案し、当該プランが顧客の意向とどのように対応しているかを説明するなどの方法が例示されている。

以上が現行の保険業法が定める情報提供義務及び意向把握・確認義務である。しかしながら、保険業法やそれを受けた監督指針はあくまでも行政的な取締規定であり²⁾、それに反したことが直ちに私法上の責任を生じさせるものではないと考えられる³⁾。そのため、説明義務違反を根拠に保険会社の責任を追及するのであれば、まずは行法上の義務を超えて私法上の説明義務を保険会社が負っており、それに反したことを顧客側が立証していく必要があるものと考えられる。

(3) 私法上の説明義務と助言義務

① 説明義務・助言義務の概要

まず、保険契約における説明義務の根拠が契約当事者間における信義則にあることには学説上・判例上特段異存がないと考えられる。市場において契約内容に関する情報収集は本来自己

1) 吉田哲郎「保険業法の情報提供規制と説明義務・適合性原則違反-定額の保障型生命保険契約を中心として」山下丈=山野嘉朗=田中敦編・保険関係訴訟〔第 2 版〕607 頁（2023 年・民事法研究会）。また、東京高判平成 16 年 10 月 19 日判時 1878 号 96 頁は、保険業法 300 条 1 項 1 号が重要事項の不告知を禁じていることは、生命保険の募集をする際には契約者が保険の内容を誤解しないように十分説明する必要があることを明らかにするものである旨判示する

2) 竹濱修「保険契約と説明義務・告知義務」判例タイムズ 1178 号 93 頁（2005 年）

3) 東京地判平成 7 年 3 月 24 日判時 1559 号 63 頁も取締法規の違反が直ちに私法上違法とされ不法行為となることはない旨判示する。但し、東京高判平成 11 年 7 月 27 日証券取引被害判例セレクト 14 巻 1 頁は取締法規の違反の有無が不法行為の要件である違法性の判断要素の一つとなることは明かであり、一般公衆を保護することを目的とする取締法規の違反は不法行為上の注意義務違反を推認させるものである旨判示する

責任のはずであるのに、信義則上保険会社側が相手側に情報を提供する義務を負う理由としては、情報が保険会社側に偏在しており顧客が自ら情報を収集することは困難であるからであるとする学説⁴⁾や、それに加えて顧客は保険会社側の専門性に依存しており保険会社も顧客の自らの専門性への依存を前提として事業を営んでいることにあるとする学説⁵⁾がある。情報の偏在は保険会社に説明義務を課す必要性の理由にはなると考えられるが、情報提供義務という義務を課される不利益を正当化するためには顧客が自らの専門性に依存していることを前提として事業を営んでいる以上はそれに伴う負担も負うべきであるという後者の考え方が妥当であるとする。

説明義務は商品の特性を説明し、顧客が保険に加入するか判断するために必要な情報を提供し、情報の対称性を確保させる義務である。そして、保険契約に際して事業者に求められる他の義務のひとつとして助言義務がある。

助言義務については、「事業者が問題となっている契約が相手方である顧客にとってより有利なものかどうかについての情報を提供する義務であり、説明義務よりは積極的な顧客に対する支援行為である」⁶⁾とか、「顧客に代わり保険商品の妥当性等について判断を行う義務」⁷⁾といった説明がなされる。いずれにしても、学説上助言義務は、顧客の状況やニーズを踏まえて顧客により適した商品に関する提案をする義務をいうと解されており、顧客が契約締結を判断するに際して必要となる商品性に関する情報を提供させる説明義務よりさらに一歩進んだ義務であると考えられている。そして、この助言義務の根拠も、顧客が事業者の専門性に依存していることにあると解されている⁸⁾。

② 説明義務と助言義務の関係性

先述のとおり、助言義務は説明義務を超えて顧客の情報を把握した上でより有利な商品を提案する義務であると考えられているが、両義務の区分けはそれほど明確ではないとする指摘もなされている。具体的には、助言義務とはいっても最終判断を顧客がする以上自己決定を超えているかは疑問の余地があるし、広義の適合性原則は顧客の契約目的を考慮して説明をしなければいけないのだから助言の要素も含まれるとして両者が連続的な義務であるとする指摘⁹⁾や、保険会社側が顧客の情報を収集することは容易ではなく自己決定を超えた義務と把握するのは困難であり、説明義務と同様顧客の自己決定環境を整備するためのものであり広義の適合性原則とはほぼ同義となると考える旨の指摘¹⁰⁾がある。広義の適合性原則は金融商品販売法3条2項と同法を改称した金融サービス提供法4条2項に定められた原則であり、金融商品販売業者等に対し、顧客の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明を求める。上記の2つの学説はこの原則が金融商品の私法上の説明義務にも妥当することを前提とする見解である。

4) 山下友信・保険法（上）〔初版〕277頁（2018年・有斐閣）

5) 横山美夏「説明義務と専門性」判例タイムズ1178号20頁（2005年）

6) 山下・前掲277頁

7) 山本哲生「保障型保険募集における助言義務・適合性原則」保険学雑誌607号140頁（2009年）

8) 山本・前掲145頁など

9) 山下・前掲277頁

10) 吉田・前掲618頁

この点、最判平成 17 年 7 月 14 日裁判集民 59 卷 6 号 1323 頁における才口千晴裁判官の補足意見は、適合性が認められるとしても「顧客の取引内容が極端にオプションの売り取引に偏り、リスクをコントロールすることができなくなるおそれが認められる場合には、これを改善、是正させるため積極的な指導、助言を行うなどの信義則上の義務を負うものと解するのが相当」とし、信義則上、先述の助言義務に相当する義務が認められる場合があるとする。この意見はあくまでもリスクの高い取引に関する事案に関する意見であり、金融商品一般にそのまま妥当すると分析することはできないと思われるものの、助言義務が信義則上認められる場合について言及している。また、東京高判平成 27 年 1 月 26 日判タ 1423 号 171 頁は投資信託の投資勧誘としてほぼ適合性原則に沿った説明義務が課されることを判示している。

先述のとおり、説明義務と助言義務の内容を別とする見解が一般的ではあるものの、説明義務の根拠を事業者の専門性への顧客の依存と考える私見からは、両義務はともに契約締結時点で保険会社に同じ根拠から課される義務なのであり、それほど明確に区別できる義務ではないのではないかと考える。助言義務を履行するためには当然商品性について正しく説明することも必要なので、助言義務の中には説明義務と重なる点があるのであり、その厳密な区別は困難であると考えられる。金融サービス提供法が定める適合性原則についても、保険契約の締結に際しても要求される義務なのであり、当該義務が顧客の個別の状況も踏まえた説明を求めていることからしても、説明義務と助言義務の区別はあいまいになっているものと考えられる。

(4) 具体的に説明すべき事項

それでは、具体的に保険会社はどのような説明をする義務を負っているのでしょうか。

説明義務の目的が顧客と保険会社側の情報の非対称性を解消して自己決定を可能にすることにあることからして、説明義務を負う事項は「説明があったとすれば保険契約者が保険契約を締結しなかったか、または当該保険契約とは別の保険契約を締結したとすることができるような事項をいう」と解されている¹¹⁾。顧客が保険に加入するか判断する際に考慮するであろう商品に関する情報は保険業法 294 条 1 項、同法施行規則 227 条の 2 第 3 項やそれを受けた監督指針の各条項に列挙されており、保険会社側はこれらの規定をもとにパンフレットやしおりといった説明資料を作成し、これを用いて説明をしているであろうから、基本的な商品性に関する説明義務に反するようなことは考えにくい。裁判例においては口頭で説明をしなくても支払対象外になる場合が記載されたしおりを交付していれば説明義務違反はないとしたもの¹²⁾や、契約の骨格をなす重要な部分や説明を求められた部分については説明すべきであるがそれ以上の約款の各条項は約款を交付してその内容を知ることができるようにしたうえで疑問点・不明点について説明できる態勢を整備しておけば説明義務違反はないとしたもの¹³⁾があり、これらの裁判例の考え方を前提とすれば説明義務違反が生じるのはしおりや約款を交付しなかった場合やそれらに必要な情報が記載されていなかったような例外的な場合に限られると考えられる。また、損害保険の事例において

11) 山下・前掲 279 頁

12) 東京地判平成 21 年 10 月 29 日生保判例集 21 卷 666 頁

13) 福井地判平成 21 年 6 月 26 日生保判例集 21 卷 463 頁

も、一般的な保険契約者を基準として葉書等を送付して説明を行えば説明義務違反はないと判示したものが¹⁴⁾。

商品性に関する一般的な説明義務は以上の通りだが、顧客の個別事情を踏まえた説明義務についてはどうだろうか。顧客の個別事情に基づいた説明は商品の説明であると同時に顧客の需要に即した商品を選択して推奨する要素を含んでいるから助言的な側面も有する。前述のように説明義務と助言義務の区別は微妙なものであり、顧客としては自らの意向を募集人に伝えたくて商品の説明・提案を受けるのであれば募集人は自己の意向を踏まえた商品を提案してくれるはずであると期待するであろうし、保険会社側も顧客が自らの専門性に依存していることを前提として商品を提案するのであるから、説明義務の根拠からしても個別事情に応じた説明義務を負っていると解されると考える¹⁵⁾。顧客の状況に応じた説明義務に関しても、保険業法では意向把握・確認義務が定められ、各社は当該義務を履行できる募集態勢を整備しているから、基本的には、個別事情に応じた説明義務に反するような事態も生じにくいと考えられる。

ここから一步進んで保険会社が顧客の個別事情を調査する義務まで負うか。保険業法で意向把握・確認義務が規定されたことにより保険会社に顧客の需要を調査したうえで説明する義務を課す基盤が整ったと指摘する学説¹⁶⁾もあるが、顧客の需要や状況を保険募集人や保険会社が知るとは容易ではない。そのような義務を課すとプライバシー侵害のおそれがあるし、顧客からの専門性への信頼はあくまでも商品の内容についてであり、私生活について調査をされることまで期待しているとはいえないであろうから、個別事情を調査する義務までを課すことは妥当でないと考える。

(5) 更新時の説明義務と本件の検討

① 争点①について

更新に際しての説明義務違反が争点となった本件において、Xは保険業法300条1項4号及び同法施行規則53条1項4号（平成27年内閣府令40号改正前のもの。現行施行規則234条の21の2第1項7号イ）の趣旨を更新に際しても考慮すべきであると主張した。Yは同条は既契約の保障が失われ従来より不利益な契約を締結する可能性がある乗換・転換を前提とした規定であり、保障内容を一部変更しただけの本件更新にその趣旨の適用はないと反論したが、裁判所は争点①について本件更新に際して交付された説明資料がXの主張する規則の規定に沿ったものであることを理由として説明義務違反はないと判示した。

本件において改正前保険業法施行規則53条1項4号について判示したのはXがそのような主張をしており、同号に沿って判断するとしてもその違反がなかったためであると考えられるが、何故、更新の場合に同号を検討することができるのかについてなんら説明をしていないことには問題があると考えられる。本件の先行研究においても、これらの規定の考慮の可否について

14) 東京高判平成3年6月6日判時1443号146頁

15) 前掲注14)の裁判例は特段の事情のない限りどのタイプの契約が相手の家族構成に照らして最も適切であるか説明することはサービスや営業上の配慮である旨判示するが、同判決の講評である久保田安彦・保険法判例百選〔第2版〕14頁（2025年）でも個々の契約者の保険需要に照らした説明を行う義務を負う場面があり得ることに言及する

16) 吉田・前掲619頁、山下・前掲4)281頁

言及せずに論じたことには論理的に問題があるし、理論的にはこれ等の規定を考慮する法的根拠を見出すことは困難であるとするもの¹⁷⁾がある。Yが主張するように、更新に際してはこれまでの保障が失われてしまうという不利益が生じるのではなく、転換に関する業法の規制が更新一般にも妥当すると考えることは妥当ではないと考えられる。

もっとも、説明義務が信義則を根拠とする義務であり、保険業法の規制が参考になるとしても、直ちに同法の内容が説明義務の内容となるわけではないことを考えるのであれば、更新時には更新前後の契約内容を比較できる形で説明する義務を負うと考えることも十分に可能であると考えられる。現行の保険業法施行規則 227 条の 2 第 3 項 3 号二においても既契約の一部変更の場合に関する情報提供の定めが置かれており、同号においては変更部分の情報を提供する義務が定められているから、一部変更を伴う更新時に求められる説明義務の内容としては変更部分に関する説明のみを行えばよいとすることも考えられる。なお、顧客の権利義務が質的・量的に大きく変更されるような場合は既契約の一部変更ではなく新契約の締結と同視して情報提供を行うべきであると解されている¹⁸⁾。

本件について検討すると、保険料はそれほど変わらない一方で死亡保険金は更新前後で 2200 万円程度下がるのであり、生命保険の主たる目的である死亡保障が大きく減額されるのであるから顧客の権利義務が質的・量的に大きく変更されるような場面であると解することも可能であると考えられる。もっとも、更新に際しては更新前後の保障内容を比較する書面が交付されていたのであり、更新に際して新契約時と同様の説明義務が課されるとしても、保障内容を説明している以上説明義務違反はないと判断される事案であったように考えられる。既契約の一部変更の局面と捉え、変更前後の保障内容が説明できるようにされていれば説明義務違反がないと考えるのであれば、更新前後の保障を比較できる書面を交付していた本件において説明義務違反はないと判断されることになると考えられる。

以上のように、本件において更新前後の保障が比較できる書面が交付されていたことをもって説明義務違反がないと判示したこと自体は先述のような考え方により説明することができると考えられる。しかしながら、前述の指摘のとおり、本件において保険業法施行規則 53 条 1 項 4 号（現行規則 234 条の 21 の 2 第 1 項 7 号イ）を考慮したことを理論的に説明することはできないと考えられる。確かに本件更新により死亡保険金が減額されるが、それはあくまでも契約者が保険料を変えないことを希望したからであり、顧客の保障を終了させるのと引き換えに保険会社や募集人が利益を得るという状況が生じる転換時特有の問題が生じるような局面ではないからである。本件の判示で同号が考慮されたのはあくまでも X の主張がそのようなものであった上に同号を考慮しても特段問題が生じなかったからという以上の理由はないものと考えられ、更新時の説明義務が問題となる別の事案に本件の考え方が相当すると考えることはできない。

② 争点②について

争点②について、本判決は「なお」とした上で、書面で説明していることについて不適切とはいえないとする。前述の下級審判決のように書面を交付していれば説明義務違反はないと考

17) 木原彩夏・事例研究会レポート 369 号 21 頁（2024 年）

18) 細田浩史・保険業法〔初版〕441 頁（2018 年弘文堂）

えるのであれば、契約時や更新時にリビング・ニーズ特約について記載されている書面を交付していることだけ認定すればそれで説明義務違反はないと判示できるはずであり、本件において書面を交付すれば説明義務を履行したと判断できると判示されているのかは明らかではない。

本判決は、X がリビング・ニーズ特約についての説明を受けていれば同特約の給付金を請求したはずであると主張したことを受けて、被保険者が給付金を請求できる状態であったとは認定できず主張の前提を欠くとして請求を棄却している。しかし、説明義務が果たされたかどうかは特約に基づく給付金を請求できる状態であったかどうかとは無関係であり、請求ができる状態であったことが認定できないから前提を欠くとして請求を退けたことは妥当でないと考えられる。また、仮にリビング・ニーズ特約の説明を受けていたのであれば給付金を請求したはずであるから、支払事由に該当していたのに請求をしなかったということは説明を受けていなかったのであり説明義務違反が認められる、という判断基準を取るのであれば、更新時における被保険者の余命とそれに関する医師の診断は結論を分ける重要な事項となるのであり、被保険者が退院後7か月生存したという事実をもって更新時の被保険者の余命について認定するのは妥当ではなく、より慎重に判断すべきであったと考えられる¹⁹⁾。

以上のように、本件においてはXのリビング・ニーズ特約についての説明義務が果たされていれば同特約に基づく請求がされていたはずであるという主張に引きずられたと思われる判示がされていて、その点は妥当ではないと考えられる。もっとも、リビング・ニーズ特約について契約時・更新時に手交された書面に記載されていたのであれば、他の裁判例の考え方からしても説明義務違反はないと判断されることが考えられ、結論として説明義務違反がないという結論は妥当であると考えられる。本件判決においてもなお書きではあるが、説明が書面によりなされたとしても不適切とはいえないと判示しており、これは他の裁判例でも取られている考え方であると考えられる。

③ 争点③について

本判決においては判示されていないが、仮に更新時の説明義務違反があった場合に損害をどのように算定するか簡単に検討してみる。

本件のXは、亡Aが正しく説明を受けていれば保険金を下げるような更新はしなかったはずである旨主張するが、単純な仕組みの契約でない限り保険契約は種々の特約等の集合体であり、本件のように更新前後で保険料も変わることが多いため、どのような内容で更新されていたのかを想定し、当該契約の成立を擬制するような形で保険金相当額の損害を説明義務違反と因果関係があると認定することは困難であるように考えられる。そうすると、説明義務違反があった場合に認められる損害としては正しい説明を受けられなかったことに対する期待権の侵害程度のものになるのではないかと考えられる。

また、リビング・ニーズ特約保険金について、同特約に基づく保険金の請求が可能である旨の説明を受けていれば請求をしていた可能性があるとして、同特約保険金相当額の損害賠償責任が認められる可能性に言及する見解がある²⁰⁾が、リビング・ニーズ特約に基づく保険金を請

19) 河森計二・事例研究会レポート 336号 11頁 (2020年) 及び同レポートにおける金岡京子教授のコメントも同様の指摘をする

20) 金岡・前掲注19)

求すると保障が終了する場合もあり、本件のように今後の入通院のための保障を考えて請求をしないという判断も十分に合理的であると考えられ、リビング・ニーズ特約保険金を請求できる状態であったのであれば直ちに保険金相当の損害が認められるということにはならず、損害の発生や因果関係との関係で当時の被保険者の意思等を丁寧に認定する必要があると考える。本件の第一審では亡 A が、本件更新が行われた頃自身の余命について消極的な認識を有しておらず療養生活に長期的に取り組む意欲を表明していたことを認定した上で亡 A の行動に不合理はない旨判示しており、このような状況であればリビング・ニーズ特約保険金を請求できることを説明していても亡 A が保険金を請求しなかった可能性は十分にあり得、仮に説明義務違反があっても保険金相当額の損害賠償責任は認められない可能性は十分にあるものと考えられる。